

重要事項説明書

佐藤病院居宅介護支援事業所

(特定事業所加算Ⅱ取得)

あなたに対する居宅サービス提供にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次の通りです。

1. 事業者

事業者の名称	医療法人 明芳会
法人所在地	岡山市南区築港栄町2-13
法人種別	医療法人
代表者	理事長 小倉 俊郎
電話番号	(086)263-6622

2. 事業所

名称	佐藤病院居宅介護支援事業所
所在地	岡山市南区築港栄町7-30
事業所番号	岡山県 3370100350
管理者	森原 郁雄 (主任介護支援専門員・介護福祉士)
電話番号	(086)263-6636
FAX番号	(086)263-6618

3. 事業の目的及び運営方針

<p>介護保険法に従い、可能な限り居宅において要介護状態にある高齢者に対して、適切な居宅介護支援を提供する事を目的とします。利用者の選択に基づいた、適切な居宅サービス計画が総合的かつ効果的に提供されるよう援助を行います。事業の実施に当たり、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、提供される指定居宅サービス等が、特定の事業所に不当に偏することのないよう公正中立に行います。また、市町村、地域包括支援センター等の関係機関との連携に努めます。</p>
--

4. 事業の実施地域

市町村名	岡山市南区南福祉事務所管内
------	---------------

5. 営業日

営業日	日曜、祝日及び年末年始(12/31~1/3、8/15)を除く毎日
営業時間	平日 8:30~17:30 土曜日 8:30~12:30 緊急時に関しては、電話等にて24時間体制としています。

6. 職員体制

従業員の種類	員数	区分				常勤換算後の人数	職員の勤務の体制
		常勤		非常勤			
		専	兼	専	兼		
管理者	1		1			1.0	平日/8:30~17:30 土曜日/8:30~12:30
主任介護支援専門員	3	1	1	1		2.8	
介護支援専門員	3	3				3.0	

注)主任介護支援専門員数に管理者を含む

7. 担当介護支援専門員

介護支援専門員	
氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・藤井 英次 ・森原 郁雄 ・綱島 奈美 ・竹内 留美 ・富田 薫 ・森田 博司
担当介護支援専門員の変更	<p>(1) 利用者は、担当介護支援専門員が、業務上不適当と認められる事情や、その他変更を希望する理由を明らかにして、担当介護支援専門員の変更を申し出ることが出来ます。この場合、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。但し、利用者から特定の介護支援専門員の指名は出来ませんので、ご了承下さい。</p> <p>(2) 当事業所の都合により、やむをえず担当介護支援専門員を変更することがあります。その場合、サービス利用上の不利益が生じないよう、十分に配慮致します。</p>

8. 居宅介護支援サービスの概要及び利用料

要介護認定の申請代行	要介護認定の申請代行を致します。
サービス計画の立案	ご本人、ご家族の意向を尊重しつつ、自立支援に向けた介護サービス計画(ケアプラン)を作成致します。
情報提供	利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができます。居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者の選定理由の説明を求めることができます。又、その他の情報提供を適宜行います。
連絡調整	介護サービス計画に沿ったサービスが適切に受けられているか否か地域包括支援センターや、サービス提供事業所、主治医等との連絡・調整を適時行います。又、障害福祉制度における相談支援専門員等も必要に応じ、連携や連絡調整を行います。
利用者負担額	要介護度及び加算該当項目によって利用料金は異なりますが、全額公費負担であり、利用者の自己負担はございません。(別紙①参照)

9. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故(身体あるいは物品に及ぶもの)が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族又は身元引受人、サービス事業者等に対して連絡し、必要な措置を行います。又、事故原因を解明し、再発防止にも努めます。賠償すべき事故に関しては損害賠償を行います。

10. 苦情等申立

当事業所ご相談窓口	窓口担当者 管理者 森原 郁雄 ご相談時間 8:30~17:30 ご相談方法 面接(訪問及び来所)・電話相談
苦情申立機関	岡山県国民健康保険団体連合会 (086)223-8876 岡山市介護保険課 (086)803-1240 岡山市事業者指導課 (086)212-1012
苦情処理手順	苦情窓口担当者は、苦情に関する連携要綱に従い、速やかに原因を追及すると共に、必要な措置を行います。その結果を利用者又は家族に報告します。

11. 虐待防止に関する事項

虐待防止責任者	管理者 森原 郁雄
虐待防止に関する手順	指定居宅介護支援の提供に当たり、当該事業所及び居宅サービス事業所の従業者又は養護者により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとします。
その他に関する事項	従事者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を行うと共に、虐待防止のために必要な措置を適宜行います。

12. 成年後見制度の活用支援

適正な契約手続きを行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

13. 医療機関に入院する場合の留意事項

利用者が病院又は診療所に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、退院時に円滑な在宅生活への意向を支援することにもつながります。担当の介護支援専門員の氏名と連絡先を当該病院又は診療所に伝えるようご協力をお願いします。日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することをお勧めします。

14. 秘密保持及び個人情報保護に関する取り扱い

個人情報に関しては、医療法人明芳会個人情報保護規定に基づき取り扱いをしています。

サービスを提供する上で、知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。又、利用者及びその家族より求めがあればサービスの提供記録を開示します。

但し、運営上、サービス提供に関して、関係機関との情報交換、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いると共に、24時間対応をしておりますので、個人情報を各職員が事業所外へ携帯することをご了承ください。

附則 平成12年 4月 1日 より適用

平成28年10月 1日 改訂

平成29年 9月 1日 改訂

平成30年 4月 1日 改訂

平成31年 4月 1日 改訂

令和 1年10月 1日 改訂

令和 2年 2月 1日 改訂

令和 2年 4月 1日 改訂

令和 2年11月 1日 改訂

令和 3年 4月 1日 改訂

令和 4年 3月 1日 改訂

令和 4年 7月 1日 改訂

令和 4年 8月 1日 改訂

令和 5年 9月 1日 改訂

令和 6年 4月 1日 改訂